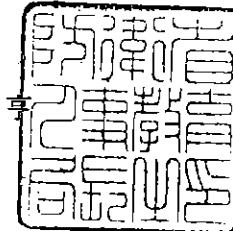




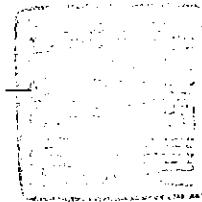
覚書

平成25年3月15日

防衛省人事教育局長
三 村



東京都総務局長
笠 井 謙



防衛省と東京都は、防衛省が陸上自衛官を出向させ、東京都が総務局総合防災部情報統括担当課長として割愛採用するに当たり、その職務、身分等に関して、下記のとおり了解する。

なお、本覚書により難い場合は、防衛省と東京都の間で、必要な協議を行うものとする。

記

- 1 防衛省出身の情報統括担当課長の職務は、主として、以下の事項に関する事とす
る。
 - (1) 専門的知識・経験を活かした東京都危機管理監の補佐
 - (2) 東京都国民保護計画の具体化に関する支援
 - (3) 災害等における危機管理情報の収集・分析・評価及び対応策の企画立案
 - (4) 関係機関（防衛省）との連絡調整
- 2 防衛省出身の情報統括担当課長は、自衛官の身分を兼ね備えるものとし、自衛官の階級を呼称し、その制服等を着用することができる。
- 3 防衛省出身の情報統括担当課長の任用期間は、概ね2年を基準とする。なお、具体的な防衛省への復職時期については、防衛省と東京都の間で適切な時期に協議を行うこととする。
- 4 東京都は、防衛省出身の情報統括担当課長の処遇に関して、都職員として勤務することにより不利益を生じないよう十分配意するものとする。
- 5 東京都は、防衛省出身の情報統括担当課長の勤務状況を防衛省に毎年度通報する。